

西和賀町広報広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、西和賀町広告取扱要綱（平成29年西和賀町告示第52号。以下「広告要綱」という。）第15第2項の規定に基づき、西和賀町広報（以下「広報」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の名称及び内容)

第2 広告の名称は、「西和賀町広報広告」とする。

2 広告の内容は、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が紙面に掲載するものをいう。

3 広告主には、広告掲載の申込者から委任を受けた広告代理店を含むものとする。

(広告の規格及び数量等)

第3 広告の規格は、次のとおりとする。

広報の発行回数	月1回（毎月1日発行）
広告の掲載位置	中面で町が指定する位置 下段 縦5センチメートル、横18センチメートルの範囲
広告の枠数	8枠
広告の大きさ	2枠（縦5センチメートル、横17.5センチメートル）又は 1枠（縦5センチメートル、横8.5センチメートル）
配色	4色（フルカラー）

2 広告の数量は、広報発行部数とする。

(広告の掲載期間)

第4 広告掲載の期間は、1か月単位とし、最長12か月間とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の範囲及び基準)

第5 広告を掲載することができるものは、次に掲げる項目に該当する者とする。

(1) 町内に住所又は事業所、営業所等（以下「事業所等」という。）を有する者

(2) 前号以外の者で、住民利益につながる内容のものと町長が認める者

(広告の表現)

第6 広告の表現は、ユニバーサルデザインの理念に沿ったものとし、広告の禁止表現は、次に掲げるものとする。

(1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの等

(2) 閲覧者が町に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「職員採用情報」等の表現

(3) その他広告表現として適当でないとして町長が認めるもの

(広告掲載料の基準額等)

第7 広告掲載料の基準となる額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 町内に事業所等を有するもの

掲載期間	1 枠当たりの額(消費税及び地方消費税を含む。)
1 か月	3,000円
6 か月	15,000円
12か月	24,000円

(2) 町内に事業所等を有しないもの

掲載期間	1 枠当たりの額(消費税及び地方消費税を含む。)
1 か月	5,000円
6 か月	24,000円
12か月	36,000円

(3) 前2号の規定にかかわらず、長期又は複数枠など特別な広告掲載によるものについての広告掲載料は、町長が別に定めることができる。

2 広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の募集)

第8 広告は、広報又は町ホームページにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第9 広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、当該広報発行月の前々月15日までに次の書類を町に提出するものとする。

(1) 西和賀町広報広告掲載申込書(様式第1号)

(2) 掲載する広告の見本

(3) その他町が指定する書類

2 広告の図案は、プリントアウトしたもののほか、電子データにて作成されたものとする。

3 広告図案は、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

4 町長は、必要に応じて広告図案の修正を求めることができる。

(広告主の選定及び通知)

第10 町長は、第9の規定による書類の提出があったときは、広報に掲載するものとして適当であると認められるものであるかどうかを広告掲載の要件により審査するものとする。

2 前項の規定による審査は、広報編集委員会が行い、その審査結果を西和賀町広報広告審査結果通知書(様式第2号。以下「審査結果通知書」という。)により広告掲載希望者に通知するものとする。

3 町長は、広告主と広告掲載に関する契約を締結し、又は請書を提出させるものとする。

(協議)

第11 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、町長が別に定める。